

C A N E

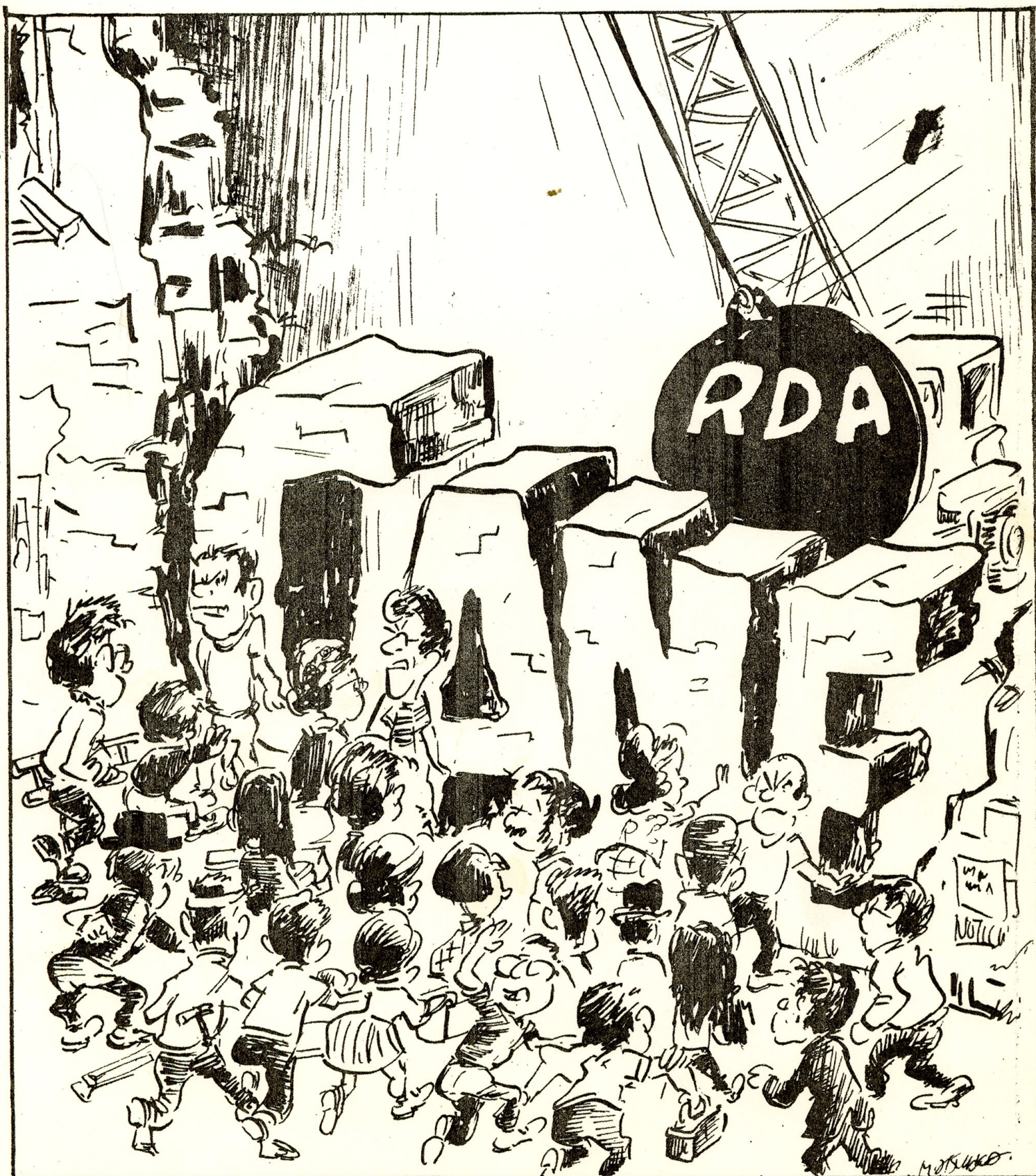
Committee Against Nihonmachi Eviction

VOL.1 NO.1

NEWSLETTER

JULY-AUGUST

1973





「我々の未来は我々の手で」

我々日本野立退反対委員会は、現在直面しては強硬な対立勢力を無視しては前進する事は出来ない。都市住宅開発局、連邦政府機関、再発展局、或は強力な財閥、近鉄と云ふに所謂強力機構と戦うには、これに對抗し、究極的には戦いに耐え得る強い組織を必要とする。現在我々立退反対委員会がこれに對抗するには、熱心な個人の、人々の協力参加なしには、この闘争を勝取る事は出来ない。

立退反対委員会の苦闘は、日本社会の人々が地域社会の利益、国益といふ全く逆行しては再発展局や財閥、近鉄による侵略に對抗する可く目覚めさせる事にある。この日本野破壊及び解体計画の大本は云う迄もなく近鉄文ではなく、外部の強力機構、云、換えれば連邦政府とその出先機関である。彼等は、彼等の利益追求の名に、我々の住宅や小経営企業を押し潰し、日本野を観光地に作り変える事により大企業の振張を計て居る。我々は今此処で、云う迄に破壊的計画に徹底的に反対して立ち上る事を誓い、合わねばならぬ。

しかし、我々は云う迄に利益追求団体は決して全能ではない、と云う事を強く覚えて置こう。経済価値と我々の社会価値の上に置く様な力は日本野で受け入れられる解がない。彼等は単に利益搾取のみを追求せざるが、我々が持てる強い信念、日本野を保持し、未来を作り上げよう、と云う我々の決意に打ち勝てる筈はない。

不断の闘争に耐え抜く決然とした活動には、自己否定と誠意を必要とする。我々は眞に自己の欲求を抑え、時を分け、心をこめてこの問題に當らねばならぬ。この誠意に欠ける事では我々の活動はものにはず、目的を達する事は出来ない。巨大な恐るべき障壁に直面した今、我々はこれに創造するべく、究極的決意が肝腎である。絶体的に敵に、これの

か、日系社会全体の力を奮起総集し、行動へと駆り立てる事が出来
るのがある。

我々は二重の戦略を以て立ち上るべきである。一方では日系人の利益関心に反
する他者の強硬なる力と人々に暴露して対抗し、他方では苦闘者の力
を統一して我々の地域社会の生存と再建、即ち我々の行く末を創造し
ていく事である。

我々の経済計画の奴隷となる様子を避けよう。日系社会の将来は
我々自身の手で作っていく。

「工場の重圧」により土橋氏日本人街に移転
日本人街立退及対運動委員会が援助に依る
土橋氏に現住所の一室を番ホスト街よりブッシュ街と
ブッシュ街角にF運送会社後、新福転先が
指定され近く移る事になりし。

土橋氏に立退に対して当市都市再開発局は
新福転地。転地何等の協力もなし、ばかりか
日本人街在位者の意向（即ち日本人街地域在位
存続）を受人せず立退者を無視して都市再開発計画を
進めようとする。

そこで我々日本人街立退及対運動委員会は委員、
一堂である土橋氏や日本人街在位者、皆さんと共に
当市都市再開発局に対し日本人街在位者の要求する
日本人街地域在位存続、更に細心なる努力を
はうとしよう。

この日本人街再建は我々在米日系人全部の
経目するところであり、又日本人街在位者の
問題でもある。

この「立退」問題に就いては土橋さんふくめた日系人の
 比々人も市町村の如くや三次市界大戦の位みふた
 日本兵の街を後にして、強制収容所へ米を
 政府の命令で収容されました。土橋さんは
 終戦後、昔ふつふつと日本人街再建の旗を再び
 日本兵の街へ位みふた。日本人街再建の旗を再び
 間もなく都市道路拡張計画の計画地に入ると
 再建して来にグーグーと又信するやもふた
 たりして。

第三回目立退の今回の日本人街再開発計画
 の現住所大和グーグーは日系人宗教連盟
 位々立退指定地の後三再び立退も要求されました。
 勿論日本人街再建の旗に立退も反対する事は
 考へていません。これは日本人街在住の皆さんと考へは
 同じです。然しここで大きな問題にふつふた
 立退に依る指定地を福転先ふつふた。
 誰しもが位みふた日本人街を後に四散されるのは
 誠しいのびふたふたあると思ふます。しかも
 都市再開発計画の中で我々日系人の心の中で
 考へてゐる日本人街再建に何等の関心にも無ふた事です。
 我々日本人街立退反対運動の目標はここにありま
 在米日系人の比々人の協力で日本人街在住者
 存続!! 少くとも立退先が日本人街地を限る!!
 も以て日本人街再建が我々日系人の永遠の街
 かん事を願ふ事です。

合同委員 会報告

最近の状況は前途に多くの課題や、それら課題を完遂するに力強く統一された願望もがけられた。CANFも高度な用観実で、その短く、史の中に見つける。6月26日、金曜日に用観実で、CANFの最近の一般総会はそのいい実証である。

その総会に於いて、50名以上から成るメンバーにより、真の組織統一の命運が盛り上った。総会は各方面の委員会、住宅問題委員会、教育実行委員会、事務局委員会、調査委員会、から報告という形で、最近の仕事と、前途の課題について報告をした。

住宅問題委員会は、JARR地域に關しての仕事について集中し、JARR地域の住民援助の一方で、市再開発局と今なおかかっている問題点について述べた。その委員会の今後の課題は、以ての日本国住民の名を授け、その人々の日本国への復帰の有無を問わず、日本国の状況についての考え方を固くすることにある。

教育実行委員会は、CANFの会報誌について報告をした。その会報誌はほとんど完成している。その会報誌には過去我々が成した仕事から、住民中小企業との会談に至るまでの数々のトピックが掲載されている。会報誌は、数日以内に完成するであろう。教育実行委員会は、カンファレンス内の異なる新聞にそれぞれトピックを提供することにより、一石のをすもたせよう。会報誌の中にある記事をも復たしているが、内容の充実したニュースや、問題点を他に拡大しているものである。

JARR完成の為、CANFの事務局は移動しなければならぬ。ダラダラから、アドボカシー委員会が組織され、新納的な報告がなされた。市再開発局からあてがわれた、CANFの新事務局はみずほらしくも、且つ更に一石のすもたせ、一石の設備が必要とされている。幾多の援助物資の呼びかけがなされ、幾多の人々が援助に駆けつけた。

CANFの過去の仕事に關しての幾多の質問に答えるべくして組織された調査委員会が最後に報告をした。調査委員会の報告は、散在した質問をも組織化する。

訟事件に要領書を審議したり、又再読するといふ
 事は出来ずらうなことがあった。裁判官に、これには公聴
 会後、官には住民側に対し45日以内の強制立退を
 猶予期間を認めた。敗訴側弁護士は市再発局
 (RDA)から派遣されたリチャード・トーマス氏であった。

住民が受け取った様々な法的通告は明らかに、
 住民に脅迫する事の意味であった。判決は一部の
 住民に取っては都合なものや報復の恐怖という
 結果を招いたけれども、住民は法廷闘争は価値
 あるものだという事を感ぜたとした。

以上の事、住民中小企業者の権利を守るという
 LAHETの主張主張の一つの事例である。そのこの勝訴は
 住民の権利、市再発局(RDA)の住民強制立退を意向、又市
 再発局(RDA)の法的責任の無視を明らかにする
 重大なる事を証明したものである。

事運を遅延の爲法廷に於て闘争が展開される
一連の合法的運動の最後のものである。

6月10日、大曜日法廷公聴会に於て住民側は市
再開発局(RDA)の住民に対する様々な代替住宅
あがう義務を履行しないという事実に集中し、
グールド氏家族(幸運にも、独自に新しい住宅を
得た)を除く他の住民は移るべき住宅がない。再
建設を請け負っている中本建設がすら未だ建設に取
かゝる準備がなされていないにもかかわらず市再開発局
(RDA)は、その土地の即刻所有を要求したのである。
住民側の弁護士バドストン氏・アッシュン氏を代表し、
(S.F. Neighborhood Assistance) 機関から派遣した住民が住宅
を捜し、移転するまでの猶予期間として60日間以上の
の合法的又は法律的活動は遅延されるべきだと
主張した。

状況が極めて困難にわたったので裁判官ウィルズ氏は

住民側勝訴

アメリカン・フニムメント代替用地(サリ街とブキャニの角)に現在生活してゐる住民は市再開発当局(RDA)と法廷闘争を展開し、勝訴を得た。住宅都市開発局(HUD)の便覧にある概要にもとづいた合法的義務を怠り続けた市再開発局は住民に対し必要な代替住宅を捜す援助をしなかった。住民が独自で代替住宅を捜さざるを得ない状態にさらされた一方、市再開発局と闘争を展開するにあつても仕事・生活が忙し、又は臆病の一部の住民を除く。市再開発局(RDA)は、脅迫的^{脅迫的}合法的通告^{合法的通告}によつて、住民に退去を命じた。

五月、これ等住民・橋本家族・グールド家・松村氏と野原氏は非合法的な不法留置書^{不法留置書}、つまり重なる強制立ち退き^{強制立ち退き}警告通告に従わなかった事に対する最終的^{最終的}司法的処置^{司法的処置}を受け取った。三十日以内強制立ち退き通告の後には突きつけられた前述の通告は強

一、明確な態度として示した。佐賀の主張は、我々の
CANNの主義主張の明瞭化であり、戦略を進展させる
事にある。CANNの全メンバーや時に住民や中小企業の
代表も引き出され、総会員は五つの小討論グループに
分割された。各々の討論グループの概要内容は以下の
通りである。住民は市再開発局といった問題をかかて
いるのか。住民やその友達と親戚関係の人々は、日本
への復讐を望んでいるか。CANNとしての支援グループは
合符すべきか。以上の問題と異以外にも、多少の類似した
問題と異について、本質がなされた。それはとりもたず
我々の主義主張や戦略の明瞭化に対する問題に答えるよう
としたものであった。

各々の小討論グループは、三つのべき事が山程あった。CANN
の全員による討論時に住民によって示されたこの戦争精神
は、全員に感銘を与え、そして統一といった、誰かがなせ
CANNに参加しなせ日本への保存を希望するのなという
事について話し合えという形に、強い統一への気運が感じら
れた。住民はよて述べられたCANNに参加の理由は、彼等の
強制収容前送り処分の記念であり、彼等の望みは、この
地域へより多くの住民を
人社会意識や、真にその社会たるものの感覚を保持す
る為、全日系より力強く統一への希望である。各討論
グループも通じて、市再開発局に対する住民のやりや
感じという点の住民は二度と要求されなくなりたい
又分散させられなくなかった。

異なった討論グループの報告を聞いて、誰もが近鉄や日本
に起っている事に代表される観光事業をせんでないとい
統一見解がつかがれる。いくつかの中小企業が日本所に
その企業を続けらる程、援助する為、実業協同組合に対
呼びかけがなされ、CANNがやしている事をすべての人に知
渡さなければならぬ。我々は一石の援助が得らるものである。
又、支援グループと住民とが一つに合符する事が、たつたに
が決められた。つまりグループの分離の必要性はなくなり、又
が以て、各々のグループ間の意志の疎通ももたらした。
CANNの合同委員会、CANNのメンバーの方針、我々の主義
主張の明瞭化を再表明し、戦略の進展化を打ち出した以上、
今や我々は、その主義主張を行動面に実行するのである。

自分達も提
ぼつてあか
い。その他
の団体の
主張等、
日本人民
権及び人
権の侵害
を調査し
て、その
結果を反
対同盟に
報告し、
そのま
まに
日本人民
権及び人
権の侵害
を調査し
て、その
結果を反
対同盟に
報告し、
そのま
まに

教会との談合。

丁・タウ・セ中、小企業と住宅地域にとどめておくと、
目標に達して、日本人社会を結束する運動の中で、CANF
の日本所強制を主張する反対同盟は、丁・A・R・F（日系アメリカ人
宗教連盟）にその運動をゆだねてきました。それから教会
との集會に於いて、我々のCANFは日本人社会の一つの所要
な部分として、丁・A・R・F計画の援助を表明すると同時に、又
住宅都市開発局の便覧の中に述べられている極く、丁・A・R・F
地域の、つまり法的権利や利益を侵害した住民や中、小企業
の立場について、我々が行なうべきことは、
その中で最重要な点として、(一)丁・A・R・F計画の遅延に對し、
(二)住民や中、小企業の法的権利、住宅地帯に對し、誰が責任
を負うべきであるかという討論に入りました。
そして今や、F・市再開発局にこそ責任があるとなつた以上、
丁・A・R・FとCANFがお互い、に責め合ふ事は、たゞしい、
確証を得た。なぜなら、R・D・A（市再開発局）は、借家人の
法的権利に對する責任を、かゝりみなかった。又、
回避した。その責任は、立ち退けなかった。結果として、
この遅延が、丁・A・R・F計画の費額の増大を助けた。

以上の様に教会との談合は成功をおさめた。同時に
我々は近い将来、その他諸団体とCANFの要領に於いて
結束する必要性を感じている。

最後に、我々と話し合つた教会を助けた事について、
我々は丁・A・R・F（日系アメリカ人宗教連盟）に深く感謝
いたします。

二、
 反対に立ち再南発
 とあをえられ、
 満定に論を
 立退き
 説を疑ひ始め、
 再南発は日本
 等に対し、
 論答する
 日本個人
 離散と破壊
 会

日本所南発協会と日本人所の代表として再南発
民権委員会は日本人の所を代表として再南発
同盟の努力に同情し日本所を代表として再南発
対し日本人の所を代表として再南発
と云ふ屈辱に對し再南発日本人所に抗議を
するかと質問し、これに對し如何なる方針を
四ブロック内には建設中であるかと云ふ
民権委員会は「家賃を下げると云ふ
南発所では」一室アットカネを時
と云ふ委員会は「民権委員会は再南発
機内爆撃と云ふ委員会は再南発
し、査査は報告表を提出する事を要求

民権委員会は再調査
 正の委員会は法律の
 日本に立憲反対同盟
 現在まで民権委員
 永く審査は結果を
 事の明瞭は日本に
 の色々なる報告は

和連は貴局外 宇都宮聯盟及び之の協力に決意を込めてある責任
 と A-1 地域 (日本町を金おの) 住民に運送土物入庫を主張する。
 貴局現在取らるる行動は和連社会の基本的権利を侵害する事。
 和連は自分自身を社会に任せる権利がある事。
 貴局は A-1 地域を日本人社会と謂はれ物事をこわす事。貴局は
 都市改革と云ふ美名を元々実行出来ずして、その住民を新し
 任せる事。出来る家を探さずは追ひつゝ事が出来ない。
 和連はもと確定な行動を任せる事。好して取る位をお望みする。
 更に貴局は宇都宮聯盟 更だ常定地に任せる金に日本人附近に
 必要な住宅を採入人事を極力お望みする。

敬目

和連会 幹部会

日本からの定来、林氏帰国。

廿七日、J.R. ニューメー、又其他のスポ
 ター約百人が子イグトキ、スト教会で行われ
 た。林氏のサマツ会に参加した。

林氏は東京都出身で、目前に来来、
 五年前から J.R. ニューメーに加入、日夜 J.R. ニュー
 メーに協力。又、彼自身の日本での組織
 運動の経験も J.R. ニューメーの中にも生かす
 努力された。林氏の J.R. ニューメーに対する熱心は、
 には表れ、日本町の王女村運動にも
 自らの参加し、又 J.R. ニューメー 最終目的達成
 のために直接、日本町住民の組織教育
 指導にも当たった。

彼の主な仕事は、日本語の解説でもあった。
 和連居住の宮尾氏は、林氏を次の様に語
 っている。「林氏は、何でも他人の意見を尊重し
 又、自分でも非常に責任感の強い人だった。
 彼は J.R. ニューメー 日本町のために金を出して、
 した。」

残念な事に、林氏は二週間前に帰国したが、
 彼の熱心な意見は、いまでも J.R. ニューメー
 といふ J.R. 日本町住民の団結精神は、いまだ
 心に残っている。我々林氏の後継者として
 いると同時に、日本町団結のために戦う事
 を心に決めている。

